

5 三原市

5.1 プラットフォーム設立前の取組団体の状況

5.1.1 これまでの取組

三原市では、これまで、孤独・孤立問題に関連する課題ごとに協議体を設置し、支援に関する情報交換や報告を行ってきた。具体的には、自殺予防、ひきこもり支援、生活困窮者支援、虐待・DV 被害者支援、障害者支援、ヤングケアラー支援、子育て支援等における課題に対し、保健福祉部内のそれぞれの担当課で取り組んでいる令和3年度には「重層的支援体制整備に向けた事務局会議」を設け、別途実施している個別支援会議における案件の受理状況や支援方針、状況共有を行っている。それぞれの取組を以下に示す。

○自殺予防

保健福祉課が所管する「三原市自殺対策庁内連絡会」および「三原市自殺対策連携推進会議」において自殺対策が協議されてきた。「三原市自殺対策庁内連絡会」は、三原市における自殺対策の実施に関する庁内組織の相互連携を推進することを目的としている。「三原市自殺対策連携推進会議」は、自殺対策において関係機関・団体が連携し総合的な対策の推進を図ることを目的としている。また、保健福祉課により自殺関連の相談対応を行っている。

○ひきこもり支援

保健福祉課が所管する「ひきこもり支援事業」においては、庁内関係課会議により、ひきこもりの実態把握、課題の明確化と今後の施策の方向性を整理するとともに「ひきこもり支援に係る支援機関連携会議及び研修会」により連携を図ってきた。これらは、ひきこもり状態の人及びその家族に対する相談支援体制の構築や、支援機関の資質向上とネットワークの強化を目的としている。また、保健福祉課によりひきこもり関連の相談対応を行っている。

○生活困窮者支援

社会福祉課が所管する「三原市生活困窮者自立支援制度等庁内連絡調整会議」において生活困窮者支援が協議されてきた。同協議体は、生活困窮者自立支援法および子どもの貧困対策の推進に関する法律に規定する事業の総合的な推進に関し、関係部署間の連絡調整を円滑に行うことを目的としている。また、社会福祉課による生活困窮関連の相談対応を行っている。

○虐待・DV 被害者支援

高齢者福祉課が所管する「高齢者及び障害者への虐待並びに配偶者からの暴力防止ネットワーク協議会」において虐待を受けている者への支援が協議されてきた。同協議体は、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法、DV 防止法に基づき、被虐待者の支援に必要な関係機関と、高齢者虐待、障害者虐待、配偶者からの暴力を受けている者の早期発見及び適切な保護に関する情報共有、及び連携体制の構築を図ることを目的としている。それぞれの相談支援対応については、高齢者虐待は高齢者福祉課、障害者虐待・DV は社会福祉課、また、児童虐待の相談対応は保健福祉課が行っている。

○障害者支援

社会福祉課が所管する「三原市地域自立支援協議会」において障害者支援が協議されてきた。同協議体は、障害者総合支援法に基づいて、障害者の支援に携わる関係者が協働して、福祉、保健、医療、雇用、教育等の様々な課題について協議する目的で設置し、障害者が住みなれた地域で安心して生活できる支援体制を構築するために協議している。また、社会福祉課と相談支援委託事業者が、障害者虐待への相談や支援対応を行っている。

○ヤングケアラー支援

子育て支援課が所管する「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の庁内連携会議」においてヤングケアラー支援が協議されてきた。同協議体は、ヤングケアラーを早期に発見し、支援につなげるため、福祉・介護・医療・教育の関係機関の連携を推進するとともに庁内関係課が連携して支援策の検討を行い支援につなげることを目的としている。また、子育て支援課と保健福祉課によるヤングケアラー関連の相談対応を行っている。

○子育て支援

子育て支援課が所管する「子ども・子育て会議」および保健福祉課が所管する「三原市子育て世代包括支援事業連携推進会議」において子育て支援が協議されてきた。

「子ども・子育て会議」では、子ども・子育て支援施策の推進に関する調査審議等を行っている。

妊娠期からの子育て世代に対し、関係機関・団体が連携し安心して生み育てる環境を整備し、子育て世代に対する相談・育児支援を切れ目なく一体的に実施することを目的としている。また、保健福祉課による相談対応を行っている。

○重層的支援体制

令和3年度から高齢者福祉課と社会福祉協議会が中心となり、複雑化・複合化した課題を抱える事例について、多機関協働により課題の解きほぐしを行っている。また、案件の受理状況や支援方針等を、保健福祉部各課と状況共有を行っている。更に、事例を通じて、三原市の重層的支援体制整備の在り方を検討する役割も担っている。

上記の他にも以下のような協議体が設置されている。

○権利擁護

市（高齢者福祉課、社会福祉課、保健福祉課）と社会福祉協議会により、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、「権利擁護に係る地域連携ネットワーク実務代表者会議」が運営されている。同協議体は、三原市内に在住する認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の権利擁護に係る諸課題、また既存の制度で解決困難な複合的課題をもつ生活困窮世帯への支援を推進するため、関わる行政機関、民間団体等で地域連携体制を構築し、法的根拠や専門的知見から個別事例の検討を行うとともに、三原市における権利擁護支援の在り方を検討している。

○地域課題

高齢者福祉課と社会福祉協議会により、介護保険法（地域支援事業）に基づく「生活支援体制整備事業により設置した協議体（第1層～3層）」を運営している。同協議体は、生活支援体制の整備を行うにあたり、地域における多様な主体の参画を求め、定期的な情報の共有・連携強化の場として、情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進することを目的として設置している。

5.1.2 孤独・孤立対策に取り組むことになったきっかけ～プラットフォーム設置により何を実現/解決したかったか

上記のように、課題ごとに10を超える協議体（会議体）が設置され個別での取組が推進されている中、新規に発生する支援事例が抱える課題が複合的になる傾向が見られ、これら複合化課題の多くが孤独・孤立の状態につながり、より課題解決の困難さにつながっている状態があった。そこで、それぞれの課題ごとに対応するのではなく、全体的に孤独・孤立の対応について、実務者レベルを含めて連携を可能にする場が必要であるとの認識が持たれるようになった。このために三原市においては、既存の会議体の整理統合により、社会的孤独・孤立対策を推進する支援関係者の連携強化の実現に向けた官民共同のプラットフォームの位置づけを目指している。

● 官民連携 PF の目的

- ① 複合課題の対応における事例や、孤独・孤立対策に関する情報共有や、研修、連携体制の強化により、市全体の対応力強化を図る
- ② 複合的な課題を抱える事例への支援において、実務者レベルでの連携強化を実現すること

● 官民連携 PF の機能

官民連携 PF の役割は、以下の4つである。

- ・ 支援関係者の顔の見える連携体制づくり
 - ・ 各種会議体における個別支援会議のバックアップ
 - ・ 各協議体の抱える課題の共有
- 支援者の資質向上に向けての研修会開催

5.2 プラットフォーム設立に向けた取組

三原市における連携 PF 立ち上げまでの行程は、次のとおりである。令和4年11月から令和5年2月にかけて、本事業における試行的事業を活用し、既存の協議体等の実態把握と今後の方向性の検討を行った。具体的には、以下2点の実態把握と検討を行った

- ・ 地域共生に係る協議会・連絡会議等が様々存在し、現場の負担となっていたことから、PF 立ち上げに先立ち、現状の実態把握を行い、PF 形成に向けた方向性を検討
- ・ 当該分野における相談窓口の状況についても現状の実態把握を行い、機能の再検討や市民向け周知の方向性を検討

また、令和4年12月には、株式会社サーベイリサーチセンターへの委託により市民向けアンケート調査『三原市“人とのつながり”、“地域とのつながり”に係る調査』を実施した。本調査では、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に、孤独・孤立に関する実態・意識調査を実施し、今後の運営の基礎的情報を確保した。

以上の取組を踏まえ、三原市においてプラットフォームとなる協議体の設置を3月中に公表する予定となっている。

5.2.1 プラットフォームの検討体制・協議事項

● 体制

三原市は、プラットフォームを構成する部会として既存の各種協議体を配置し、令和5年度に孤独・孤立対策官民連携プラットフォームとして、権利擁護に係る地域連携ネットワークを拡大し、(仮称)地域共生連携ネットワークとして位置づける予定。

なお、既存の協議体の一部は整理統合する。各協議会等で取り扱った課題については、令和5年度から実施する重層的支援体制整備事業において設置する「地域共生センター⁴⁾」が全体会議での共有や研修会の際活用する。また、それぞれの協議体にはその課題を検討する個別会議があり、複合的な課題等により解決困難な事例は、地域共生センターが多機関協働により対応する。

各協議会等の構成員に対しては、全体会議において報告をする。

地域共生連携ネットワーク(プラットフォーム)
【目的】社会的孤独・孤立対策を推進するためのネットワーク

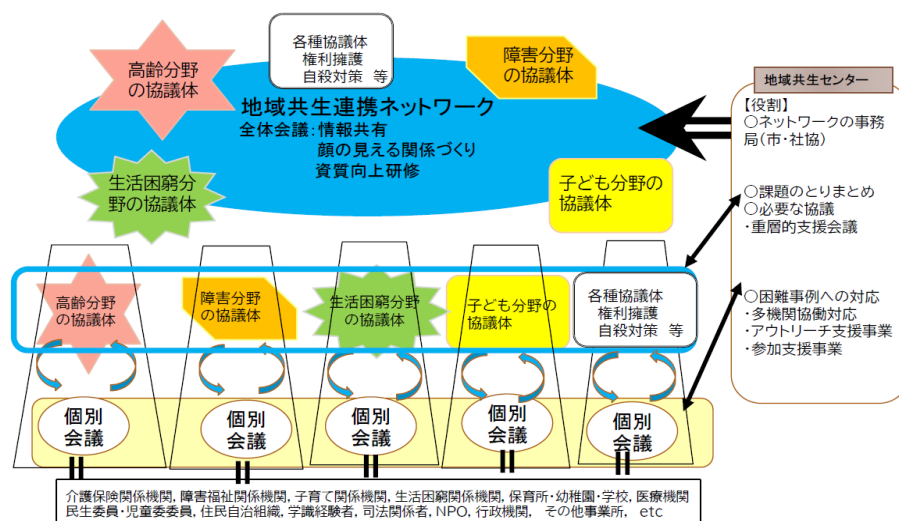


図 25 連携PF組織図イメージ

⁴⁾ 補記：三原市市長会見（令和5年5月16日）

<https://www.city.mihara.hiroshima.jp/uploaded/attachment/136739.pdf>

- 構成員、参加団体の選出方法

構成員及び参加団体は、三原市役所保健福祉部が設置している上述の各種協議体の構成員をベースとする。既存の各種協議体には、庁内関係課や社会福祉協議会に加え、地域包括支援センターや医療機関、学校、学識経験者等、庁内外の構成員及び団体が参加しており、連携PFにおいても同様の体制を引き継ぐものとする。

- 協議事項

連携PFの設立にあたり、庁内関係課間での実態の共有や協議体の整理統合の可能性に関する意見共有が行われた。具体的には、各協議体の設置根拠、目的、構成員、開催頻度、議題、今後の課題が各所管課から共有された。

5.2.2 プラットフォーム形成に向けて工夫した点、苦勞した点

- 工夫した点

三原市では既述のとおり当該分野に関する協議体が既に13存在しており、それぞれ独立して動き、連携が十分でなかった。そのため、プラットフォーム形成に先立ち、まず実態把握調査を実施し、部内でどのような会議体が存在し、どのように運営されているのか棚卸調査を実施した。その上で、それぞれの協議体の機能や性質を踏まえ、2つ程度の会議体をベースに令和5年度設置の地域共生センターをプラットフォームの事務局として位置づけることで、複合課題によって対応が必要な事例をバックアップする体制を整理した。

- 苦勞した点

庁内に関連する協議体が13協議体設置されているため、既存協議体のスコープ整理や整理統合の模索について苦勞した。協議体自体は開催頻度、対象、目的等が各々異なる。そのため、一度一覽で整理したうえで、整理統合するものと、従来のとおり独立して活動するものに分けて整理することで、プラットフォーム設置後も、安定的に運営できる体制を模索した。

5.3 プラットフォームの形成後（形成途中）の取組

5.3.1 プラットフォーム関係者の認識・課題意識の共有はどのように行うか

既述のとおり連携 PF については権利擁護に係る地域連携ネットワークの下に既存の各協議体を部会として位置づけ、各協議体の運営をサポートしていくとともに、これまで個別に行われてきた部会の運営状況についても全体として共有できる体制を構築することで、より綿密に情報やノウハウの共有ができる組織体を目指す。

5.3.2 孤独・孤立対策に関する住民への周知・意識づけをどのように行うか

試行的事業にて実施したアンケート調査の結果とあわせて、社会的孤独・孤立防止を推進する協議体の立ち上げについて報道機関への投げ込みも含めて住民向けの周知を行う。

5.3.3 団体内の孤独・孤立対策を充実させるための事業で何を優先させたか

庁内での情報共有及び市民を対象としたアンケート調査を実施することで、まずは実態を把握することを優先させた。

合わせて上記記載のとおり、協議体の調査と見直しの方向性について検討を行うことで、より実態に即し機能する運営体制と支援方法の構築を志向した。

5.3.4 次年度以降予定している取組

上述のとおり、来年度既存の権利擁護に係る地域連携ネットワークを拡大して、地域共生ネットワークとして位置づけることで、孤独・孤立防止対策の推進を図っていく。運営の事務局は庁内関係課と社会福祉協議会とし、検討の必要なものは関係機関と社会福祉協議会、市からなる重層的支援会議で行う。

また、年 1 回程度の全体会議を開催し、各部会の活動状況について情報共有するとともに、顔の見える関係づくり、セミナー等による支援者の資質向上も図っていく。

5.4 孤独・孤立対策の試行的事業の実施

5.4.1 孤独・孤立対策の試行的事業の実施内容

試行事業の内容は、次のとおりである。

表 13 試行事業の実施内容

事業名称	事業内容	目的・期待される効果	実施時期	発注先(予算配分)
アンケート調査	無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に無記名方式でアンケート調査を実施	“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査を行い、計画策定等に当たってのインプット情報とする	2022.11.14 ～ 2023.2.28	サーベイリサーチセンター (3,454,000)
地域共生関連分野の会議体の調査、見直しの整理	三原市役所保健福祉部の各課が所管する地域共生関連分野の協議会等の会議体を棚卸しを行い、改善の方向性を検討	連携PFの設置を前に、協議会等の体制の最適化を図る	2022.11.25 ～ 2023.2.28	NTTデータ経営研究所 (2,000,000)
相談窓口・支援業務の整理	三原市役所保健福祉部の各課が担当する孤独・孤立関連の相談窓口および支援業務の現状を整理し、今後の方向性を検討する	相談窓口・支援業務の負担を削減する		
			計	(5,454,000)

既述のとおり、「人とのつながり」、「地域とのつながり」等に係る意識調査（15歳以上64歳以下の市民・無作為抽出）によるアンケート調査を実施し、孤独・孤立対策をはじめ、当該分野の計画策定等を念頭に置いた現状把握調査を実施した。

併せて、「協議会・会議体及び相談窓口・支援業務の整理」を行い、連携PF導入後を見据え、実施体制・支援方法の検討を進めていった。

三原市“人とのつながり”，“地域とのつながり”に係る調査

市民の皆様には、日頃から市政に対するご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。本市では令和5年度に「三原市地域福祉計画」の策定を予定しています。この計画は、住民の皆様とともに行政や関係団体が一体となり、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるためのものです。

この度、市民の皆様に対し“人とのつながり”、“地域とのつながり”等に係る意識調査を行い、計画策定等に当たっての貴重な資料とさせていただきますと考えております。

この調査は、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,400人を対象に無記名方式で実施します。統計的な集計・分析だけに活用させていただくもので、あなたのお名前や回答内容が外部にわかることは一切ありません。

大変お忙しい中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年12月

三原市長 岡田吉弘

ご記入に当たってのお願い

- 質問は、ご本人（封筒の宛名の方）がお答えください。
ご本人の記入が難しい場合は、ご本人の意向を確認いただき、ご家族の方等がご記入ください。
- 調査票や封筒にあなたのご住所、お名前を記入する必要はありません。
- ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○をしてください。選択肢で「その他」を選択した場合は（ ）内に内容を具体的に記入ください。
- ご回答は、設問ごとに（○はひとつだけ）（○はいくつでも）などと表示していますので、それに合わせてください。
- 設問によって回答していただく方が限られる場合があります。説明文や矢印に従ってお進みください。
- 本アンケート調査は、個人情報の取り扱いに係る作業は三原市が実施します。
- ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒（切手不要）で12月23日（金）までにご投函ください。返送先は調査の実施・集計を委託している株式会社サーベイリサーチセンターになります。

三原市保健福祉部 高齢者福祉課
電話(直通):0848-67-6055
(担当 岡本・中元・佐藤)

図 26 アンケート調査 調査票表紙

所管部門	寄せられる相談内容
高齢者福祉課	知人と連絡が取れない。
高齢者福祉課	新聞屋、郵便局から安否確認依頼。(生協も)
高齢者福祉課	認知症の人のひとり歩き。
高齢者福祉課	行方不明になった。
高齢者福祉課	妄想になり近隣の人が困惑している。
高齢者福祉課	寂しい。
高齢者福祉課	話し相手が欲しい。(ただし集団ではトラブルおこす)
高齢者福祉課	家族が認知症かも。
高齢者福祉課	本人は病院拒否。
高齢者福祉課	近所がごみ屋敷になっている。どうにかしてほしい。
高齢者福祉課	近所の高齢者の行動に迷惑している。(大声や度重なる訪問等) 認知症では? どうにかできないか。
高齢者福祉課	物がなくなる。泥棒が入る。(本人からTEL) (本当かどうかは不明)
子育て支援課	ヤングケアラーの疑いのある子がいるのだが…どうすればよいか民生委員からの相談
子育て支援課	「毎日、自分の時間がなくてしんどい。」と子ども本人からラインで相談
子育て支援課	ヤングケアラーの疑いのある子がいると家族を担当している事業所の担当者からの相談
社会福祉課(女性相談)	夫暴力
社会福祉課(女性相談)	離婚問題
社会福祉課(女性相談)	精神的問題
社会福祉課(女性相談)	家庭不和
社会福祉課(障がい者)	精神疾患のある人から、特に緊急性もなく対応にも困る内容の相談がある。
社会福祉課(障がい者)	緊急対応(居室等の確保)が必要となった人への対応。障害者手帳はなく制度の狭間の場合もある。
社会福祉課(生活困窮)	収入、生活費に関する相談(経済的困窮)・病気で働けない・医療費が払えない・貸付の相談
社会福祉課(生活困窮)	住まいに関する相談・家賃について(家賃が払えない)・家賃の滞納等・住居確保給付金の相談
社会福祉課(生活困窮)	病気や健康、障害に関する相談・病気の相談・認知症等(近所からの相談も含む)
保険福祉課(自殺・ひきこもり)	精神保健の中での、自殺念慮・自殺企図・うつ状態・うつ病及び自殺の要因になり得る悩み事(健康問題・経済・生活問題・家庭問題・勤務問題・男女問題・学校問題)
保険福祉課(自殺・ひきこもり)	様々な要因を背景として、社会参加を長期に渡って回避するひきこもりの相談(家族からの相談)
保険福祉課(母子・児童虐待)	育児の方法がわからない、育児を相談する人がいない
保険福祉課(母子・児童虐待)	子どもの発達について不安がある
保険福祉課(母子・児童虐待)	借金がある
保険福祉課(母子・児童虐待)	不登校で姿が見えない
保険福祉課(母子・児童虐待)	ヤングケアラー

図 27 各相談窓口寄せられる主な相談内容の整理結果

5.4.2 孤独・孤立対策の試行的事業の効果

市民を対象としたアンケート調査は、令和3年12月に政府が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」を参考に設問設定や調査結果分析を実施した。アンケート調査では、無作為抽出した15歳以上64歳以下の市民2,4000人を対象に、計27問の質問が記載された調査票を郵送し、回答を返送してもらう形式をとった。調査の結果、996名から回答があった(回答率41.5%)。回答の分析により、主観的感情としての孤独の状況や、客観的概念としての孤立の状況、不安や悩みの相談に関する状況、地域とのつながり、新型コロナウイルス感染拡大の影響についての実態を把握することができた。一部の質問については、全国調査との比較も実施した。

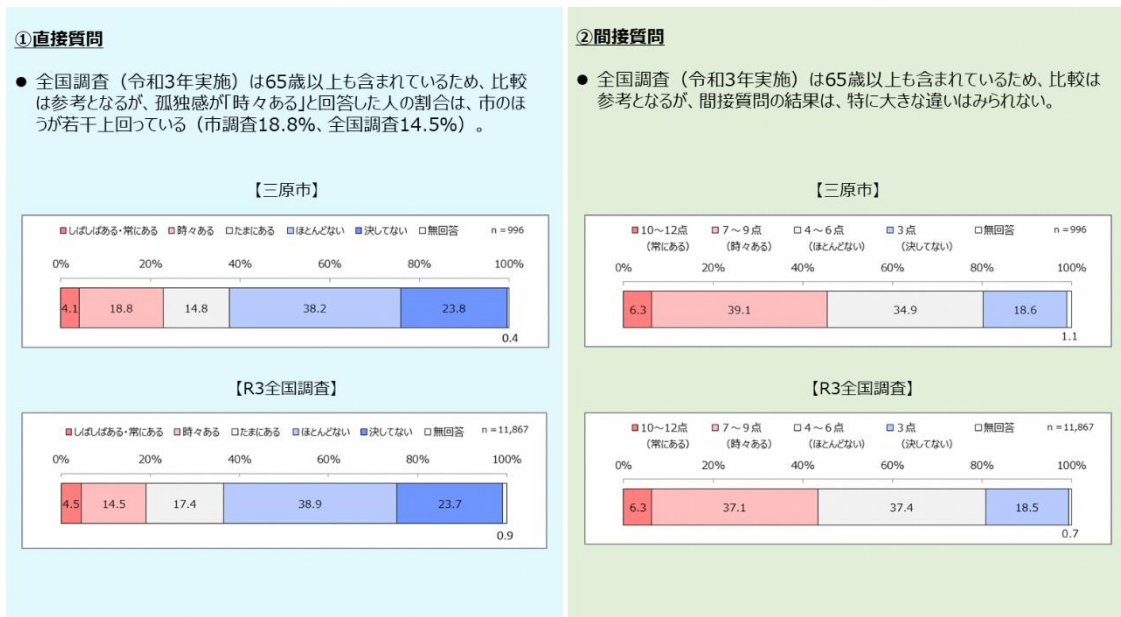


図 28 孤独の状況に関する回答結果の全国調査との比較

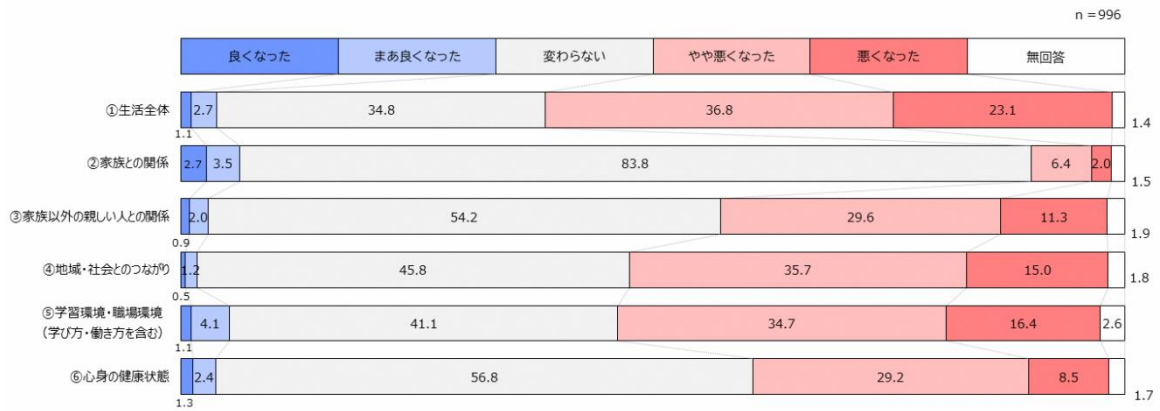


図 29 新型コロナウイルス感染拡大が日常生活に与えた影響の回答結果

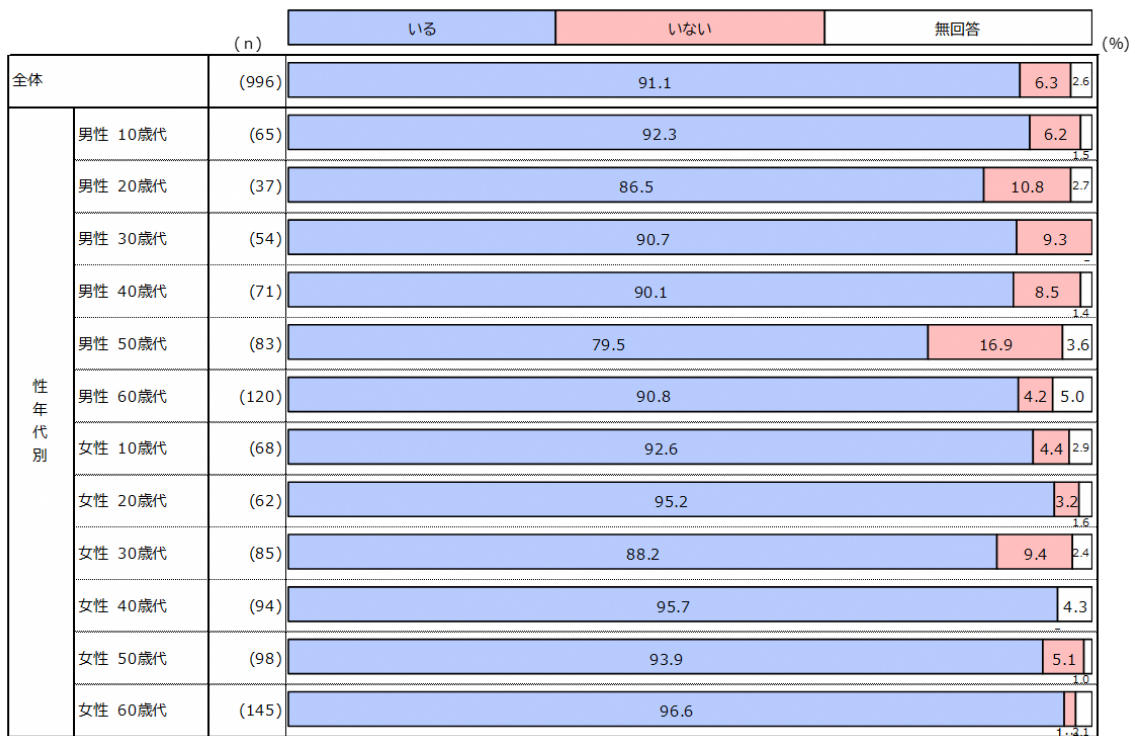


図 30 相談相手の有無（生年代別）

また、相談窓口・支援業務の整理により、現行の体制が抱える課題が可視化され、今後の業務改善に向けた議論のたたき台を整理することができた。課題と思われる事項としては、問い合わせ窓口が専門化、細分化されすぎている可能性や、営業時間内の窓口・電話対応以外の受付の必要性、協議体の活用方法の整理とセットで見直しを検討する必要性が浮かび上がった。